

「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（西工区）工事」及び「早川町内塩島地区（南）発生土仮置き場」（報告日：H28. 12. 22）に対する山梨県からの要請と事業者の対応状況

No	山梨県からの要請(要請日:H29. 3. 16)	事業者の対応状況
1	今回送付された環境保全措置に基づき、自然環境や住民の生活環境等に影響が生じないよう、環境に配慮し、安全かつ着実に工事を進めること。	工事の実施にあたっては、「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（西工区）工事における環境保全について」及び「早川町内塩島地区（南）発生土仮置き場における環境保全について」（以下、2件を「環境保全について」という）に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めております。
2	仮置き終了後は、できるだけ早期に要対策土を撤去し、適正処理すること。	要対策土の最終的な処理方法については、自社用地内における遮水シート等による封じ込めを基本に考えています。 仮置き場に保管している要対策土については、搬出の準備ができ次第、速やかに運搬、活用する計画です。
3	工事の進行に伴い、著しい環境影響が生じた場合は、原因を十分に把握した上で、追加的な環境保全措置や新たな環境保全措置を検討し、速やかに改善を図るよう努めること。	事後調査及びモニタリングの結果、工事が原因と考えられる環境影響は確認されておりません。 引き続き、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討いたします。
4	工事中の事後調査・モニタリングについて確実に実施するとともに、その結果については、地域住民に対して、分かり易く丁寧な内容で公表すること。	「環境保全について」に記載の事後調査及びモニタリングについては確実に実施するとともに、結果については、年度ごとに取りまとめ、山梨県及び関係自治体に報告しているほか、当社ホームページに掲載しております。 引き続き丁寧で分かりやすい表現となるように努めます。
5	4の実施にあたっては、評価を適切に行うことができる地点や方法等を十分検討すること。	評価を適切に行うための具体的な方法や計測地点を検討した上で「環境保全について」に記載いたしました。